

奈良市公報

第55号

令和3年9月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
8	2	417	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
8	2	418	J R奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員の選挙期日	J R奈良駅周辺整備事務所
8	2	419	指定代理納付者の指定	市民課
8	2	420	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
8	2	421	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
8	2	422	令和3年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
8	2	423	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	3	424	放置自転車等の保管	環境政策課
8	3	425	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	4	426	住居表示を実施すべき区域等の決定	市民課
8	4	427	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	4	428	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
8	4	429	旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
8	4	430	奈良市針テラス情報館の臨時休館	観光戦略課
8	6	431	放置自転車等の保管	環境政策課
8	6	432	指定管理者の公募	奈良町にぎわい課
8	6	433	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	6	434	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	6	435	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	6	436	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
8	6	437	令和3年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
8	10	438	放置自転車等の保管	環境政策課
8	10	439	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
8	10	440	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8	10	441	放置自転車等の処分	環境政策課
8	10	442	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課

8	11	443	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
8	11	444	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
8	11	445	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8	11	446	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
8	11	447	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
8	11	448	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
8	11	449	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
8	11	450	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
8	11	451	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	11	452	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	11	453	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	11	454	住居番号の設定	市民課
8	11	455	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
8	12	456	放置自転車等の保管	環境政策課
8	13	457	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
8	2	36	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8	2	37	農業集落排水の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
8	13	17	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
8	6	8	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第417号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和3年8月2日(月)～令和3年8月16日(月)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和3年8月2日(月)～令和3年8月16日(月)

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障がいのある者(障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで)

d 知的障がいのある者(障がいの程度がcに相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等に未納がないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合

は、上記(エ)の不正の行為に該当する。)

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(ホ)の条件

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをしようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

オ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者のみの世帯であること(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身の申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。)

家族全員、続柄記載のもの。現在、入居予定者とは別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税(又は非課税)証明書(所得額、扶養人数、控除額記載)(全員)

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書(市区町村発行)が必要である。

※ ただし、基準日(令和3年1月1日)時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し(最近就職又は転職した者のみ)

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書(勤務先発行)又は離職票(最近退職又は転職した者のみ)

令和2年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住している者、又は令和3年1月2日以降基準日時点の次の日以降に奈良市に転入した者で奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自ら署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所が発行する単身で日常生活ができることを証明する書類が必要な場合である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ。）並びに駐車場使用料（駐車場使用申

込者のみ。)を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第418号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定による大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和3年10月24日と定めたので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定により公告します。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第419号

地方自治法(平成22年法律第67号)第231号の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定代理納付者・指定代理納付者に納付させる歳入の種類

指定代理納付者	指定代理納付者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 代表取締役執行役員社長 篠寛	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料

2 指定期間

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第420号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108607	居宅介護支援	株式会社クロビア	奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	エミライズケア プランセンター	奈良市西大寺東町 一丁目2番2号

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第421号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108615	訪問介護	株式会社メディカルシード	大阪市中央区上汐二丁目3番6号	美善神殿訪問介護	奈良市神殿町603番地の10 出店 マンション302号室
2970108623	通所介護	株式会社クロビア	奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	エミライズケアセンター	奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第422号

令和3年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和3年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第423号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後

事務所の所在地	奈良市都祁白石町 1304 番地の 30	奈良市都祁白石町 1304 番地の 7
代表者の氏名 及び住所	三好 一弘 奈良市都祁白石町 1304 番地の 30	小山 味岐 奈良市都祁白石町 1304 番地の 7

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年8月2日揭示済)

奈良市告示第 424 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月3日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年8月3日揭示済)

奈良市告示第 425 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠三和町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月3日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市秋篠三和町二丁目 12 番 2 号	奈良市秋篠三和町二丁目 3 番 20 号
代表者の氏名 及び住所	稲葉 純代 奈良市秋篠三和町二丁目 12 番 2 号	梅本 桂子 奈良市秋篠三和町二丁目 3 番 20 号

2 変更の年月日

令和3年4月18日

(令和3年8月3日揭示済)

奈良市告示第426号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 令和3年10月1日
- 3 住居表示の方法 街区方式

街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民部市民課において閲覧に供します。

別図省略

(令和3年8月4日揭示済)

奈良市告示第427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	土田 真規 奈良市南永井町 387 番地の 3	蔭山 哲也 奈良市南永井町甲 344 番地の 20

- 2 変更の年月日

令和3年4月18日

(令和3年8月4日揭示済)

奈良市告示第428号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館する。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 休館日

施設名	休館日
奈良市総合観光案内所	令和3年8月5日から令和3年8月31日まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	
奈良市奈良町南観光案内所	

(令和3年8月4日揭示済)

奈良市告示第429号

次のとおり旧柳生藩家老屋敷及び柳生観光駐車場を臨時に休場する。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 休場日

施設名	休場日
旧柳生藩家老屋敷	令和3年8月5日から令和3年8月31日まで

柳生観光駐車場

(令和3年8月4日揭示済)

奈良市告示第430号

次のとおり奈良市針テラス情報館を臨時に休館する。

令和3年8月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市針テラス情報館 (条例第3条第1号に掲げる事業に限る。)	令和3年8月5日から令和3年8月31日まで

(令和3年8月4日揭示済)

奈良市告示第431号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第432号

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) からくりおもちゃ等の展示及び体験に関すること。
- (2) 観光の案内に関すること。
- (3) その他奈良町からくりおもちゃ館の設置目的を達成するために必要な事業。
- (4) 奈良町からくりおもちゃ館での行為の禁止、入館の禁止等の利用制限に関すること。
- (5) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市鳴川町37-4

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

(2) 申請期間

令和3年8月6日から令和3年9月7日まで

(3) 提出書類

奈良町からくりおもちゃ館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者事業計画書

イ 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体が令和2年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良町からくりおもちゃ館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

電話 0742-24-8936

(令和3年8月6日掲示済)

奈良市告示第433号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があつたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があつた事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	裏田 末廣 奈良市秋篠町1023番地の10	矢野 正行 奈良市秋篠町1014番地の7

2 変更の年月日

令和3年4月11日

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第434号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町3010番地	奈良市下狭川町2097番地
代表者の氏名 及び住所	西田 昌靖 奈良市下狭川町3010番地	西田 徳久 奈良市下狭川町2097番地

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により別所町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今仲 正幸 奈良市別所町483-1番地	北森 俊夫 奈良市別所町243番地の2

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	豊永 修穂 奈良市敷島町二丁目546番地の165	井川 章 奈良市敷島町一丁目554番地の7
規約に定める目的	本会は、会員の福祉を増進し、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい町づくりをすることを目的とする。その為、不動産又は不動産に関する権利を保有する。	本会は、会員相互の連帯、防災防犯、福祉の増進を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
区域	奈良市敷島町一丁目及び敷島町二目の全域並びに秋篠町1060番2、1060番4、1060番5、1060番6、1060番8及び1060番9	敷島町全域（一丁目及び二丁目）とする。

2 変更の年月日

令和3年4月1日

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第437号

令和3年度軽自動車税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年8月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

令和3年度軽自動車税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和3年5月10日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和3年8月6日揭示済)

奈良市告示第438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月10日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年8月10日揭示済)

奈良市告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
江崎内科外科医院	奈良県奈良市神功三丁目7-29	令和3年6月30日
オレンジ薬局 学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-26	令和3年6月28日

(令和3年8月10日揭示済)

奈良市告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
西脇内科医院	奈良県奈良市神功三丁目7-29	令和3年7月1日

(令和3年8月10日揭示済)

奈良市告示第441号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年8月10日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年1月12日、同月14日、同月18日、同月21日及び同月25日

(令和3年8月10日揭示済)

奈良市告示第442号

令和3年8月9日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年8月10日

奈良市長 仲川元庸

1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第6号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,680,584千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,607,718 ^{千円}	300,000 ^{千円}	31,907,718 ^{千円}
	4. 国庫交付金	7,136,145	300,000	7,436,145
歳入合計		142,380,584	300,000	142,680,584

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		4,097,531 ^{千円}	300,000 ^{千円}	4,397,531 ^{千円}
	1. 商工費	4,097,531	300,000	4,397,531
歳出合計		142,380,584	300,000	142,680,584

(令和3年8月10日揭示済)

奈良市告示第443号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
廃止する道路の位置	奈良市敷島町一丁目566番17及び同番45の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	7.72m
廃止年月日	令和3年8月11日
廃止番号	第R0305号

(令和3年8月11日揭示済)

奈良市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項並びに第102条第3項及び第4項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和3年8月18日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市議会議長の選挙について
- 2 奈良市議会副議長の選挙について
- 3 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について
- 4 市長専決処分の報告について
- 5 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 6 奈良市手数料条例等の一部改正について
- 7 財産の取得について
- 8 監査委員の選任について

(令和3年8月11日揭示済)

奈良市告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
スーパー・コート JR奈良駅前定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所	奈良県奈良市大宮町一丁目3番32号	令和3年7月1日

(令和3年8月11日揭示済)

奈良市告示第446号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より指定の申請があったので、同法第36条第1項の規定により指定した。このことについて、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103106	ウェルビー株式会社	104-0061	東京都中央区銀座二丁目3番6号	就労定着支援事業所 ウェルビー奈良センター	630-8244	奈良市三条町487-1小山ビルディング	就労定着支援	令和9年7月31日
2910103270	合同会社みつばち	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南五丁目12番44-201号	訪問ステーションみつばち	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南五丁目12番44-201号	同行援護	令和9年7月31日
2910103411	株式会社ONENESS	630-8113	奈良県奈良市法蓮町941番地の3	ONENESS	630-8115	奈良市大宮町六丁目7-1カイト第三ビル403	就労継続支援B型	令和9年7月31日
2910101258	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目2-30	笑顔の森	631-0846	奈良市平松一丁目32-24-2 2階	生活介護	令和9年7月31日
2910103429	株式会社脇阪	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	びいとうぎゃざ〜	630-8141	奈良市南京終町七丁目564番地6	生活介護	令和9年7月31日
2910103437	合同会社ふくまる	630-8441	奈良県奈良市神殿町578番地の8	ふくまる2	630-8244	奈良市三条町593-38	短期入所	令和9年7月31日
2920100498	合同会社ふくまる	630-8441	奈良県奈良市神殿町578番地の8	ふくまる2	630-8244	奈良市三条町593-38	共同生活援助	令和9年7月31日
2910103163	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	満天ひろば	630-2151	奈良市水間町3031	就労継続支援B型	令和9年7月31日

(令和3年8月11日揭示済)

奈良市告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。
令和3年8月11日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100900	有限会社 MYP 食品	630-8115	奈良市大宮町六丁目6番地の11ウィンズビル2F	新大宮相談支援センター	630-8115	奈良市大宮町六丁目6番地の11ウィンズビル2F	計画相談支援	令和9年7月31日

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第448号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者より指定の申請があったので、同法第24条の28第1項の規定により指定した。同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970100109	有限会社 MYP 食品	630-8115	奈良市大宮町六丁目6番地の11ウィンズビル2F	新大宮相談支援センター	630-8115	奈良市大宮町六丁目6番地の11ウィンズビル2F	障害児相談支援	令和9年7月31日

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第449号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者より指定の申請があり、同法第21条の5の15第1項の規定により指定した。このことについて、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定年月日 令和3年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100251	株式会社 MajiMi	630-0265	奈良県生駒市軽井沢町12番15	紙ヒコーキ	631-0036	奈良県奈良市学園北一丁目15-26 ニューロータリー老番館 402・403	児童発達支援 放課後等 デイサービス	令和9年7月31日

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定す

る指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102876	合同会社 イノベイト	630-8144	奈良県奈良市東九条町17-1	イノベイト2	630-8442	奈良市北永井町372-106	就労移行支援 就労継続支援A型
2910100557	日本ホスピタルサポート株式会社	630-8051	奈良県奈良市七条町100番地の4	ほっとハート	630-8051	奈良市七条町100番地の4	同行援護 行動援護

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100777	一般社団法人 アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良市帝塚山五丁目7番14号	計画相談支援

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第452号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101594	一般社団法人 アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良市帝塚山五丁目7番14号	障害児相談支援

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に

規定する指定一般相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100777	一般社団法人アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良市帝塚山五丁目7番14号	地域移行支援 地域定着支援

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第454号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
西登美ヶ丘八丁目19番7号	秋篠早月町1番7-1号
七条西町一丁目50番20号	北登美ヶ丘二丁目21番3号
帝塚山二丁目15番4号	四条大路四丁目1番8-6号
東登美ヶ丘一丁目6番2号	藤ノ木台二丁目25番19号
中登美ヶ丘六丁目20番7号	西登美ヶ丘一丁目10番16号
中登美ヶ丘六丁目16番32号	
秋篠早月町1番6-1号	
学園南二丁目19番13-1号	
菅原東一丁目21番21号	
学園南一丁目7番6-室番号	
大森西町23番4号	
帝塚山五丁目3番30号	
六条西二丁目9番12-8号	
西千代ヶ丘三丁目9番6号	
秋篠早月町2番26-1号	
東登美ヶ丘二丁目15番13号	
富雄川西二丁目23番12号	
西大寺南町17番5-室番号	
西登美ヶ丘三丁目6番1号	

(令和3年8月11日掲示済)

奈良市告示第455号

令和3年8月10日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年8月11日

奈良市長 仲川元庸

1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第7号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,851,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,907,718 ^{千円}	95,497 ^{千円}	32,003,215 ^{千円}
	1. 国庫負担金	21,114,652	75,497	21,190,149
	4. 国庫交付金	7,436,145	20,000	7,456,145
21. 繰越金		161,041	75,499	236,540
	1. 繰越金	161,041	75,499	236,540
歳入合計		142,680,584	170,996	142,851,580

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,906,846 ^{千円}	170,996 ^{千円}	13,077,842 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,342,249	35,419	5,377,668
	2. 保健所費	1,402,338	135,577	1,537,915
歳出合計		142,680,584	170,996	142,851,580

(令和3年8月11日揭示済)

奈良市告示第456号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年8月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年8月12日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年8月12日揭示済)

奈良市告示第457号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目559番地の14	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の12
代表者の氏名 及び住所	井堀 昭二 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の14	喜多 康英 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の12

2 変更の年月日

令和3年4月4日

(令和3年8月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第36号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次の

とおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年8月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年8月16日

下水を排除及び 下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
柏木町 209-1	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
学園朝日町 644-21	②	分流	
柏木町 262 の一部 他	③	分流	
柏木町 351-2	④	分流	
藤原町 586 他	⑤	分流	
法蓮町 406-1 の一部	⑥	合流	
古市町 2204-2 他	⑦	分流	
疋田町四丁目 185-2 の一部 他	⑧	分流	
近鉄西大寺駅南土地区画整理 事業5街区1画地 他	⑨	分流	
敷島町一丁目 566-3	⑩	分流	
中山町 1754-1	⑪	分流	
秋篠早月町 239-10 他	⑫	分流	

位置図省略

(令和3年8月2日掲示済)

奈良市企業局告示第37号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年8月2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和3年8月16日

汚水を排除及び 汚水を処理すべき区域	排水施設の 位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
月ヶ瀬石打 884-1	N①	分流	月ヶ瀬石打1 石打地区処理場

位置図省略

(令和3年8月2日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第17号

令和3年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年8月13日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和3年8月17日(火)
午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟2階 203会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 奈良市立高等学校における授業料に関する条例の一部改正について

議事

議案第22号 令和3年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和2年度教育委員会活動の点検・評価報告)について

議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第24号 令和4~6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択について

議案第25号 令和4年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議案第26号 令和4年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、203会議室前で行います。定員は15名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和3年8月13日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会令和3年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年8月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和3年8月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

(4) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(7月専決処理分)

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(7月専決処理分)

(6) 受理の取消しについて(7月専決処理分)

(7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

(8) 知事許可について(7月許可分)

(令和3年8月6日揭示済)